

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書(令和4年度)

1 基本情報

フリガナ, 法人名, 法人所在地, フリガナ, 書類作成担当者, 連絡先

【本報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

- 本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
II【特定加算】介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
III【ベースアップ等加算】介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
V【特定加算】経験・技能のある介護職員(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること
VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

Table with 4 columns: 要件I, 要件II, 要件III, and 加算項目 (総額, 賃金改善所要額, etc.)

- (1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
(6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある介護職員(A)及び他の介護職員(B)に配分された額が転記される。
(7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
② ii) 前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、計画書の2(1)② ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

Table with 6 columns: 賃金改善を実施したグループ, 前年度の平均賃金額, 本年度の平均賃金額, 平均賃金改善額, (e)改善後の賃金, 要件IV

「前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】には、計画書2(3)⑦iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

Table with 2 columns: いずれかに該当する人数, 6人

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可
小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
その他 (処遇改善は法人全体で取り組んでいるため、設定できない事業所が出る場合もある。)

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

Table with 4 columns: 加算項目, 金額, 割合, 要件VI

【記入上の注意】
・(n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

⑥ 職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に、全体で必ず1つ以上の取組を行うことが必要であること
【特定加算】
届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うことが必要であること。

Table with 2 columns: 区分, 内容

⑦ その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

Empty box for additional information.

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和5年7月28日 (法人名) 社会福祉法人熊谷福祉会 (代表者名) 理事長 持田 英昭

別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 熊谷福祉会

	[円]
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(別紙様式3-1②(3)に転記)	554,792,658
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1②(5)に転記)	66,361,256
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1②(7)に転記)	20,487,879
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1①に転記)	12,747,855

【記入上の注意】
 ・本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならない。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・(p)には、ベースアップ等加算の賃金改善実施期間(令和4年度においては、原則として令和4年10月分から令和5年3月分まで)における賃金の総額を記載すること。(q)(r)についても同様。
 ・(n-1)には、「賃金改善実施期間にベースアップ等加算のみにより賃金改善を行った介護職員の賃金の総額」と、「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の介護職員の賃金の総額」(計画書【基準額3】参照)とを比較し、その差額を記入すること。
 ・(n-1)のその他の職員についても同様。
 ・(n-2)及び(n-2)には、別紙様式2-1の2(5)ハに記載した具体的な賃金改善の取組に基づき、ベースアップ等(基本給又は毎月決まっ
 て支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額を記載すること。

介護保険事業所番号	指定種者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(介護職員とその他の職員の合計額)[円] (p)	処遇改善加算の賃金改善実施期間における加算の総額 [円] (q)	特定加算の賃金改善実施期間における加算の総額 [円] (r)	ベースアップ等加算の加算の総額 [円]	ベースアップ等加算			
		都道府県	市区町村							(n-1) ①介護職員の賃金改善額 [円]	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額 [円]	(n-1) ②その他の職員の賃金改善額 [円]	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額 [円]
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計						554,792,658	66,361,256	20,487,879	12,747,855	8,618,825	8,618,825	4,129,030	4,129,030
1	11173100221	埼玉県	熊谷市	介護老人福祉施設はなぶさ苑	介護老人福祉施設				1,235,014				
2	11173100510	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護				197,255				
3	11173100064	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑訪問介護事業所	訪問介護				852,075				
4	11173102938	埼玉県	熊谷市	はなぶさ温泉ショートステイ	短期入所生活介護				1,646,272				
5	11173100098	埼玉県	熊谷市	はなぶさ温泉デイサービスセンター	通所介護				838,247				
6	11173100916	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑荒川デイサービスセンター	通所介護				438,249				
7	11173102110	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑東部デイサービスセンター	通所介護				593,226				
8	11173103340	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑中央デイサービスセンター	通所介護				160,957				
9	11173103712	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑妻沼デイサービスセンター	通所介護				611,731				
10	11153180015	埼玉県	熊谷市	介護老人保健施設はなぶさ	介護老人保健施設				1,181,027				
11	11153180015	埼玉県	熊谷市	介護老人保健施設はなぶさ短期入所療養介護事業所	短期入所療養介護(老健)				467,577				
12	11153180015	埼玉県	熊谷市	はなぶさ温泉通所リハビリセンター	通所リハビリテーション				2,218,477				
13	11173102235	埼玉県	熊谷市	ケアハウスはなぶさ温泉リハビリ館	特定施設入居者生活介護				1,102,059				
14	11173100106	埼玉県	熊谷市	はなぶさ苑リハビリショートステイ	短期入所生活介護				556,199				
15	11173100064	大里広域	熊谷市	はなぶさ苑訪問介護事業所	訪問型サービス(総合事業)				128,006				
16	11173100098	大里広域	熊谷市	はなぶさ温泉デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)				77,049				
17	11173100916	大里広域	熊谷市	はなぶさ苑荒川デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)				29,903				
18	11173102110	大里広域	熊谷市	はなぶさ苑東部デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)				58,743				
19	11173103340	大里広域	熊谷市	はなぶさ苑中央デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)				262,664				
20	111A3100075	大里広域	熊谷市	はなぶさ苑妻沼デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)				93,125				

1行目の色のついたセル(R16~T16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

1行目の色のついたセル(V16~Y16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。